

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の 使用推奨についてのお知らせ(改定版)

当院では、厚生労働省の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。
後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、
薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

2026年6月1日から診療報酬改定があり以下の通り変更しております。

●一般名処方加算1 改定前 10点 → 改定後 8点

●一般名処方加算2 改定前 8点 → 改定後 6点

【一般名処方とは】

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで、お薬の供給不足であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。